

# 第 67 期 中 間 決 算 公 告

2025年12月25日

長野県松本市渚2丁目9番38号



株式会社 **長野銀行**

取締役頭取 西澤 仁志

## 中間貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	214,863	預 金	833,705
有 価 証 券	182,436	借 用 金	421
貸 出 金	460,349	そ の 他 負 債	5,363
そ の 他 資 産	6,069	未 払 法 人 税 等	55
有 形 固 定 資 産	4,281	リ ー ス 債 務	641
無 形 固 定 資 産	98	資 産 除 去 債 務	89
前 払 年 金 費 用	867	そ の 他 の 負 債	4,575
支 払 承 諾 見 返	166	賞 与 引 当 金	194
貸 倒 引 当 金	△ 7,880	退 職 給 付 引 当 金	397
		役 員 株 式 給 付 引 当 金	90
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	22
		偶 発 損 失 引 当 金	397
		シ ス テ ム 解 約 損 失 引 当 金	2,058
		事 業 再 編 関 連 引 当 金	47
		繰 延 税 金 負 債	1,345
		支 払 承 諾	166
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>844,209</b>
		(純資産の部)	
		資 本 金	13,017
		資 本 剰 余 金	9,681
		資 本 準 備 金	9,681
		利 益 剰 余 金	901
		利 益 準 備 金	3,426
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 2,524
		別 途 積 立 金	5,997
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 8,522
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>23,600</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 6,558
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 6,558
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>17,041</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>861,251</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>861,251</b>

中間損益計算書 ( 2025年 4月 1日から  
2025年 9月30日まで )

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
<b>経 常 収 益</b>		<b>5,344</b>
資 金 運 用 収 益	4,133	
(うち貸出金利息)	( 3,169 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 508 )	
役 務 取 引 等 収 益	486	
そ の 他 経 常 収 益	724	
<b>経 常 費 用</b>		<b>5,056</b>
資 金 調 達 費 用	728	
(うち預金利息)	( 708 )	
役 務 取 引 等 費 用	525	
そ の 他 業 務 費 用	1	
営 業 経 費	3,722	
そ の 他 経 常 費 用	79	
<b>経 常 利 益</b>		<b>287</b>
<b>特 別 損 失</b>		<b>66</b>
<b>税 引 前 中 間 純 利 益</b>		<b>220</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8	
法 人 税 等 調 整 額	20	
<b>法 人 税 等 合 計</b>		<b>28</b>
<b>中 間 純 利 益</b>		<b>191</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- ・破綻先：破産、会社更生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- ・実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ・破綻懸念先：現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が高い債務者
- ・要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
- ・要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
- ・正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

① 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可

能見込額を控除し、その残額を計上しております。

② 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認める額を以下のとおり計上しております。

イ 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

ロ 上記イ以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。

③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

④ 上記③以外の要管理先及び要注意先と正常先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

（注） 1 倒産確率の算出におけるグルーピング

倒産確率の算出は、正常先 1 区分、要注意先 3 区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先 2 区分の計 6 区分で行っております。

※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

正常先については今後 1 年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後 3 年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（平均残存期間は、要注意先上位 60 ヶ月、要注意先下位 50 ヶ月、要管理先 36 ヶ月）

3 将来見込み等による倒産確率の補正及び決定方法

倒産確率は、直近 3 算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近 3 算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、営業関連部署から独立した資産査定部署が査定結果を決裁するとともに、監査部署が査定結果を監査しております。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

（4）役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、内規に基づき当行の取締役に対して信託を通じて給付する親会社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

（5）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(7) システム解約損失引当金

システム解約損失引当金は、当行と八十二銀行の合併に向け、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 事業再編関連引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く）の解約、償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しております。

## 追加情報

(株式会社八十二銀行による吸収合併)

完全親会社である株式会社八十二銀行（以下、「八十二銀行」といい、八十二銀行と当行を総称して「両行」といいます。）は、2025年9月26日開催の取締役会において、関係当局の認可等を得られることを前提として、2026年1月1日を効力発生日として、八十二銀行の連結子会社である当行を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

ア. 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社八十二銀行
本店の所在地	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8
代表者の氏名	取締役頭取 松下 正樹
資本金の額	52,243百万円（2025年3月31日現在）
純資産の額	872,569百万円（単体）（2025年3月31日現在）
総資産の額	12,532,911百万円（単体）（2025年3月31日現在）
事業の内容	銀行業

イ. 最近3年間に終了した事業年度の経常収益、経常利益及び純利益

(単体)

(単位：百万円)

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
経常収益	159,713	162,281	199,313
経常利益	30,249	36,249	59,934
当期純利益	21,574	27,174	45,989

ウ. 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2025年3月末時点)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14.21%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6.70%
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2.95%
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	2.94%
昭和商事株式会社	2.58%
清水建設株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1.53%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1.42%
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.32%
八十二銀行職員持株会	1.27%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.24%

エ. 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	八十二銀行は、当行の発行済株式の全てを保有する連結親会社です。
人的関係	当行の取締役のうち、西澤仁志氏は八十二銀行の取締役であります。
取引関係	当行は、八十二銀行との間で、預金取引、業務委託、設備の賃貸借を実施しております。

(2) 当該吸収合併の目的

両行の早期融和を実現するとともに、これまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客様、地域・株主の皆様、従業員等により良い価値を提供することを目的としております。

合併後は今まで以上にお客様に寄り添い、地域の1社1社の「価値創造」とお客様一人ひとりの「豊かさ」の実現に向け、共に歩みます。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

ア. 吸収合併の方法

八十二銀行を存続会社とする吸収合併方式で、当行は解散いたします。

イ. 吸収合併に係る割当ての内容

八十二銀行は、当行の発行済株式の全てを保有しているため、本合併による株式その他の金銭等の交付はありません。

ウ. その他の吸収合併契約の内容

合併の日程	
合併契約承認取締役会	2025年9月26日
合併契約締結日	2025年9月26日
合併期日	2026年1月1日 (予定)

本合併は、八十二銀行においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当し、当行においては会社法第784条第1項に規定する略式合併に該当するため、両行の株主総会の承認を得ることなく行います。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産

商号	株式会社八十二長野銀行
本店の所在地	長野県長野市大字中御所字岡田 178 番地 8
代表者の氏名	取締役頭取 松下 正樹
資本金の額	52,243 百万円 (2025 年 3 月 31 日現在)
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	銀行業

(6) 実施する会計処理の概要

当該吸収合併は「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準 21 号 2013 年 9 月 13 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 2013 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

(従業員等に信託を通じて親会社の株式を交付する取引)

当行は、取締役(社外取締役を除く)に信託を通じて親会社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当行は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として親会社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、役位、業績、中期経営計画達成度等に応じて親会社株式および親会社株式を時価で換算した金額相当の金銭「親会社株式等」が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が親会社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 信託に残存する親会社の株式

信託に残存する親会社株式を、時価により資産の部に株式として計上しております。当該親会社株式の時価及び株式数は、当中間会計期間 111 百万円、72,130 株であります。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,632 百万円
危険債権額	25,446 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,482 百万円
合計額	29,561 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間期末の額面金額は該当ありません。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	2 百万円
有価証券	5,017 百万円

担保資産に対応する債務

預金	263 百万円
借入金	400 百万円
その他負債	0 百万円

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、その他資産 5,000 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 135 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,809百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが7,912百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 11,722百万円

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,119百万円であります。

7. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 8.00%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 295 百万円を含んでおります。
2. 営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 66 百万円を減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
長野県内	本店	動産及び 無形固定資産	55 百万円 (うち動産 10 百万円) (うち無形固定資産 44 百万円)
長野県内	事業用店舗 8 か所	土地及び動産	11 百万円 (うち土地 8 百万円) (うち動産 2 百万円)
長野県内	ATM1 か所	建物	0 百万円 (うち建物 0 百万円)
合計		土地、建物、動産及び 無形固定資産	66 百万円 (うち土地 8 百万円) (うち建物 0 百万円) (うち動産 13 百万円) (うち無形固定資産 44 百万円)

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。）でグルーピングを行っております。

なお、当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等にて合理的に算定しております。

3. 当行は、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 46 号 令和 6 年 3 月 22 日）第 7 項を適用し、当中間会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
その他有価証券	179,912	179,912	—
(2) 貸出金	460,349		
貸倒引当金（*1）	△7,863		
	452,485	443,744	△8,740
資産計	632,398	623,657	△8,740
(1) 預金	833,705	833,431	△274
(2) 借入金	421	420	△0
負債計	834,126	833,851	△275

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式（*1）（*2）	810
② その他の証券（*3）	1,712
合計	2,523

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 当中間会計期間において、非上場株式について減損処理を行っていません。

(\*3) 組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(その他有価証券)				
株式	4,474	—	—	4,474
国債	110,876	15,000	—	125,876
地方債	—	39,573	—	39,573
社債	—	6,868	3,119	9,988
資産計	115,350	61,442	3,119	179,912

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
貸出金	—	—	443,744	443,744
資産計	—	—	443,744	443,744
預金	—	833,431	—	833,431
借入金	—	420	—	420
負債計	—	833,851	—	833,851

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき主にレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債等は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、中間決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、

定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

#### 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値等を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション等）、債券関連取引（債券先物オプション等）、クレジット・デリバティブ取引等であり、店頭取引が大部分を占めており、割引現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2025年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
私募債	割引現在価値技法	倒産確率	0.2%—9.0%	1.4%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年9月30日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※)1
		損益に計上(※)1	その他有価証券評価差額金に計上					
有価証券								
私募債	3,632	—	6	△519	—	—	3,119	—

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行は、総合企画部及び市場運用部が、時価の算定に関する方針及び手続、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。リスク統括部は、当該モデルの妥当性を確認し、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、総合企画部及び市場運用部は当該算定結果に基づき時価のレベルの分類について判断し、リスク統括部は時価のレベルの分類について妥当性を確認しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは倒産確率であります。倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他有価証券 (2025年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万 円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	4,404	999	3,405
	債券	16,205	16,200	5
	国債	16,205	16,200	5
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	20,610	17,199	3,410
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	69	74	△ 4
	債券	159,232	169,197	△ 9,964
	国債	109,670	111,023	△ 1,352
	地方債	39,573	48,097	△ 8,523
	社債	9,988	10,077	△ 88
	その他	—	—	—
	小計	159,302	169,271	△ 9,969
合計		179,912	186,471	△ 6,558

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万 円)
非上場株式	810
組合出資金	1,712
合計	2,523

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対して50%程度以上下落した場合としております。また、時価が取得原価に対し、30%以上50%未満下落した場合は、過去一定期間において時価が取得原価を上回らない場合、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理を行うものとしております。ただし、債券は、格付の著しい低下があった場合など、信用リスクの増大に起因した場合に、減損処理を行うものとしております。

(税効果会計関係)

繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	5,332
貸倒引当金	2,383
固定資産（非償却資産）の減損	1,297
システム解約損失引当金	645
減価償却費（償却資産の減損含む）	313
リース債務	200
偶発損失引当金	124
退職給付引当金	124
有価証券評価損	60
その他	208

繰延税金資産小計 10,691

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額  $\triangle$  5,332

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  $\triangle$  5,359

評価性引当額小計  $\triangle$  10,691

繰延税金資産合計 —

繰延税金負債

前払年金費用  $\triangle$  272

リース資産  $\triangle$  130

子会社株式売却益  $\triangle$  900

その他  $\triangle$  41

繰延税金負債合計  $\triangle$  1,345

繰延税金負債の純額  $\triangle$  1,345 百万円

(注) 1 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*)	—	—	—	—	—	5,332	5,332
評価性引当額	—	—	—	—	—	$\triangle$ 5,332	$\triangle$ 5,332
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(\*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	銀行業務
預金・貸出業務	147
証券関連業務	0
為替業務	153
代理業務	97
投資信託販売関係業務	65
保険販売関係業務	18
その他	23
顧客との契約から生じる収益	505
その他の収益	4,838
外部顧客に対する経常収益（注）	5,344

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,877円89銭
1株当たり中間純利益金額	21円08銭